

# 高齢者等居住改修（バリアフリー改修）に伴う 家屋の固定資産税減額措置申請について

令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修が行われた住宅について、翌年度の家屋の固定資産税が減額されます。（都市計画税については減額されません）減額要件は以下のとおりとなります。申告書と添付書類を税務課資産税係までご提出ください。

## （１）居住者要件

次のいずれかに該当する方が居住していること

- ・ 65歳以上
- ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている
- ・ 障害者認定を受けている

## （２）住宅の要件

- ①新築された日から10年以上経過した家屋であること（賃貸住宅を除く）
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること  
（併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること）

## （３）高齢者等居住改修工事要件

- ①高齢者等居住改修工事等を行っていること
  - ・ 廊下等の拡張
  - ・ 階段の勾配の緩和
  - ・ 浴室の改良
  - ・ 便所の改良
  - ・ 手摺の取付
  - ・ 床の段差の解消
  - ・ 出入口の戸の改良
  - ・ 床表面の滑り止め化
- ②高齢者等居住改修工事費用が50万円を超えていること（補助金等を除く）

## （４）申請期間

改修後工事完了日から3か月以内

## （５）減額の内容

改修工事対象家屋について、翌年度の固定資産税の3分の1が減額されます。

※1戸あたり100㎡相当分までが限度になります。

※耐震改修等（省エネを除く）減額処置と同時に適用できません。

## （６）添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（※市内居住者は不要）
- ②住民票の写し（65歳以上の方 ※市内居住者は不要）
  - 介護保険の被保険者証（要介護認定を受けている方）
  - 障害者手帳等（障害者認定を受けている方）
- ③補助金等を受けている場合、その給付が確認できる書類
- ④改修工事に係る明細書（工事の内容、費用を確認できるもの）
- ⑤工事費用の領収書
- ⑥工事前後の写真（建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可）

## （７）その他

- ・ 必要に応じて、職員が現地調査を行うことがあります。
- ・ 個人番号等の届出について、詳しくは別紙「個人番号・法人番号の取扱いについて」を参照してください。

問い合わせ先  
渋川市役所 税務課 資産税係  
住所：〒377-8501 渋川市石原80番地  
電話：0279-22-2189（直通）